

第7章 利用中止及び利用停止

(ソフトバンク通信サービスの利用中止)

第69条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ソフトバンク通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第77条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりソフトバンク通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(ソフトバンク通信サービスの利用停止)

第70条 当社は、契約者(プリペイドサービス契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が次のいずれかに該当する場合には、6か月以内で当社が定める期間(ソフトバンク通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、その契約者確認ができるまでの間とします。)、そのソフトバンク通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) ソフトバンク通信サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他のソフトバンク通信サービスの料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第89条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) ソフトバンク通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 契約者がそのソフトバンク通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他のソフトバンク通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第105条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第61条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第66条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)に定めるところに違反して、契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記2に定める技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第62条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第63条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第67条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第68条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)に定めるところに違反したとき。
- (9) 携帯電話不正利用防止法第7条第1項又は第10条の規定に違反したとき。

- (10) 第 17 条（ソフトバンクサービス契約者の氏名等の届出）の規定に違反したとき若しくは第 28 条（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名等の届出に違反したとき又は第 17 条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき若しくは第 28 条において準用するところにより届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (11) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 20 条（当社が行うソフトバンクサービス契約者の契約者確認）に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- 2 当社は、前項の規定によりソフトバンク通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、本条第 1 項第 5 号により、ソフトバンク通信サービスの利用停止を行うとき（第 105 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 7 号から第 10 号の規定により、ソフトバンク通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、この約款の規定に基づき、ソフトバンクパケットサービスの利用停止があったときは、ソフトバンクサービスの利用を停止します。

（プリペイドサービスの利用停止）

- 第 71 条** 当社は、プリペイドサービスの利用可能期間が終了したときは、その発信に係る利用を停止します。
- ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、プリペイドサービスの利用可能期間内に前払い残高がなくなったときは、プリペイドサービスの発信に係る利用を停止します。
- ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。
- 3 当社は、前 2 項の規定によるほか、プリペイドサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が別に定める期間（第 3 号に該当するときは、その事実が解消されるまでの間とします。）、そのプリペイドサービスの利用を停止することがあります。
- (1) プリペイドサービス契約者が前条第 1 項第 4 号から第 9 号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 34 条（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名等の届出に違反したとき又は第 34 条において準用するところにより届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 34 条において準用する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- 4 当社は、前 3 項の規定によりプリペイドサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、前条第 1 項第 5 号により、プリペイドサービスの利用停止を行うとき（第 105 条第 1 項第 3 号又は第 7 号から第 10 号の規定により、プリペイドサービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 プリペイドサービスの利用を停止されたプリペイドサービス契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。
- 6 当社は、プリペイドサービスの利用を停止した場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間及び前払い残高の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。